

# 会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第 31 期青少年問題協議会 第 9 回専門委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和 4 年 10 月 20 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分	
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎 5 階 511 会議室	
議 題	1 開 会  2 議 事 ・青少年問題協議会専門委員からの質問への回答について  ・「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度） 令和 3 年度実施状況（案）について  3 閉 会	
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	野村武司、南野奈津子、林大介、五十井八恵子、栗林知絵子、佐野佐知子
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員
会議資料	・資料 1 青少年問題協議会専門委員からの質問への回答 ・資料 2 「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）令和 3 年度 実施状況（案） ・参考資料「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）令和 3 年度 実施状況【資料編】 ・意見票	

# 審 議 経 過

## 【開 会】

事務局より資料確認

## 【協議事項】

会長

私たちの任期は12月までということで、11月8日の定例会があり、このメンバーでの会議は実質的にそこで終了です。我々の機能の一つの成果としては、ちょうど子ども若者総合計画が令和2年度の前年で終わるということからほぼ一本の計画にしたということに始まり、子どもの権利の観点から検証を行うということを2度ほど繰り返しました。折から、6月に子ども基本法制が一応整備されたかたちになっていて、その中で子ども施策は子ども基本法の理念に則って行われなければならないという一言が入っています。つまり、それまでは、法律ごとの論理でぶつ切りになっていたものが、子ども基本法の理念で全て串刺しをしていくという考え方に変わったということです。豊島区にいかえると、子どもの権利保障をひとつの理念として串刺しにしてきたという点では、国のほうが平仄が合ってきたという言い方はやや不遜な感じがしないではないですけど、それに先駆けた取り組みをしているということになりますし、子ども基本法の中で「地方子ども計画について関係がある計画については一つにすることができる」という点も、それも子どもの権利保障の観点から一本の計画にするということを先駆けてやってきたことは自信を持っていいと思っています。子どもの権利保障の観点から言うと、計画の目標値が十分に定まっていないこと・検証の精度がまだまだ高くないこと・本来子どもの意見を十分に聞くということが非常に重要な要素になってくるところ、必ずしもこの協議会自体も検証について子どもの意見を聞いていなかったり、計画の実施について子どもの意見を聞いていなかったりすることといった、不十分な点が散見されることは承知していますが、目指している方向性については間違いがないと思っていますので、これから精度を上げていくことがとても大事だということを報告書のはじめに書きたいと思っています。

事務局

それでは、前回は目標Ⅲまでをご検討いただきましたので、本日は実施状況の目標Ⅳからについてご検討いただければと思います。

会長

では、重点事業138選択的進路支援プログラムについてどうでしょうか。昨年来、コロナ禍の影響については、できなかったことはできなかったと書いていただければよいというお話をしてきたところですが、就労に困難を抱える若者にとってみれば、このコロナ禍でますます困難を抱えることになったので、いろいろなことが中止になって評価Cというのは物足りないかもしれません。むしろ、コロナ禍であればこそその工夫をして

ほしかったという印象をもっています。評価Cは、それはそれでいいと思います。

委員 現状値の73名の参加者については、具体的にはどのような活動をしていますか？

事務局 こちらの事業では、福祉総務課がプログラムを組んでおり、そこに参加した人数が73名ということになっております。どのような内容かは、主管課に確認いたします。

会長 数が減少したことの評価だけでなく、若者の自立支援が進んだのかどうかの評価が必要かと思います。ここに限らず全体について言えることですが、定性的な評価を心掛けてほしいです。自立支援に資する取組みができたのかどうかについての評価をしてほしいということです。他の事業と合わせてどうかということもあると思うので、関連項目として46ページに若者の参加支援を行う事業が載っています。重点事業として147番、中高生センタージャンプの若者支援ですが、こちらの取組内容では、数のほかにどういう効果があったのかも書いてくれていますね。

副会長 青少年問題協議会からの意見に書くことのイメージということで発言します。学校に在籍している子どもの場合には、学校経由でこういうジャンプのようなところを繋いでくれないと利用者は増えないと思うのです。そういったところとの連携が大事だということでは定性的ではありますが、とくに47ページの18歳以上の人で繋がる人と繋がらない人との違いは何だろうかと思いました。繋がっている人の特徴は何でしょうか。高校を中退したけれどこういう人だとか、20歳を過ぎるとひとり暮らしなどで途端に難しくなるとか。どういうルートだと繋がりやすいのかというところの個々のデータを分析しながら、ピンポイントで戦略を考えることが大事かと思いました。

会長 活動の充実もとても大事ではあるけれども、その活動の広報をして繋がりにくい若者へ繋がる工夫もしてもらいたい。繋がることのできている人の分析を通して、繋がりにくい人へのより良い広報の仕方を考えていく必要があるということですね。

副会長 分析をすることで、広報の仕方がワンパターンではなくなっていくと思います。学校経由で繋がる人が多いのならば、学校にお願いするのが一つですし、学校経由で繋がっていないのなら、どうやって繋がったのかというところを見ていくと、友達に誘われたからとか、高校時代の先生や地域の人と繋がっているとか。繋がりにくい中にありながら繋がっている人はなぜ繋がっているのかを見ると、繋がるまでのルートがわかると思います。

委員 対象としている若者の数をどのくらい想定しているのかを書いておくとよいかと思いました。それがなくやみくもにやっても効果は出ないと思いました。44ページに挙げられている事業でもAIDS知ろう館とか、子宮頸がん検診とか、日常で若者と繋がる機会はあるはずで、そういうときに自立支援を呼び掛けて、若者と繋がっている機関を積極的に活用することが大事だと思います。若者が行くようなネットカフェ、ファミレ

スといった事業者やアルバイト情報誌の広告との連携協力もよいと思います。あと、事業目標で進路を正規職員とすることは、大事ではあるけれどもハードルが高いのではないかなと思いました。アルバイトからでもよいのではないかと。

会長 若者の利用しやすいところでの広報も積極的に考えるべきだということ、18歳になるまでの連続した支援の工夫をしてほしいということ、言うまでもなくジャンプの運営の仕方自体に若者が参加しやすい工夫をすること、目標値である利用人数を定める場合には対象となる年齢の人口から合理的に説明できる数であってほしいですね。今はどのような基準でやっているのでしょうか？

事務局 ジャンプの利用者数と登録者数は、伸び率での令和6年度の目標値を出しております。もともと中高生の施設でしたが、ここで目標としているのは18歳以上になっています。平成30年度にアシスとしまの総合相談を作ったときに、ジャンプでも18歳以上を新たに対象としました。その利用者数と伸び率等を換算して目標値を設定しています。目標値につきましては、見直し後の目標値を記載しております。ジャンプ東池袋が大規模改修で狭くなってしまうので、利用者数については下方修正しました。相談件数については伸びているので上方修正をしています。

会長 過去の実績を踏まえた人数という算定の仕方もありますが、困難を有する若者がどれくらいいるのかということも目標値の算定基準となることを踏まえて、目標値については随時、あるべき目標値を検討する必要があるということと、もともと中高生センターであるという利点を踏まえて、18歳以上に連続的に支援ができるようにという表現が入ればよいのではないのでしょうか。建物のキャパシティによる目標値設定ということもありますよね。それでも、利用すべき人がどのくらいいるかの調査も欠かさないということですね。この事業は、重点事業だけでなく他の支援事業との関連が深いと思われるので、事業間の連携を十分に踏まえたうえで、18歳以上の困難を抱える若者への効果的な支援に努められたいということになります。

委員 43ページの最初に、自分のことが「好き」と回答した若者の割合が66.5%もあり、日本は世界で一番自己肯定感が低いといわれたりしている中でこんなにいるんだとうれしく思いました。これはどのように調査をしたのですか？ジャンプに来ている人にアンケートを取ったとか？

事務局 計画を作るにあたり、若者に意識調査の形でアンケートをとりました。住民基本台帳からです。

会長 若者の自立支援は、職の提案をすれば若者は自立するというわけではないので、とくに相談事業との連携が重要でしょうね。どういう困難を持っているのかについてきちんと受け止められる相談との連携が必要です。

会長                    それでは目標Vに進みたいと思います。もともと法定事項でもあり、事業自体を重点化する事業が多いことが特徴ともいえます。状況に応じた支援というのがテーマになります。豊島区の児童相談所が今年度末の令和5年2月に開設予定ということで、かなりの部分で児童相談所が担うことになると思います。

委員                    重点事業42のタブレットでの相談は高く評価してあげて欲しいです。

会長                    小中学校で配布されるタブレットに、アシスとしまに直接相談できるツールを入れているということですね。他の自治体では、学校で配布されるタブレットに教育目的でないものは入れられないということで手続きが煩雑だったり消極的であったりすることがあるのですが、そのハードルを超えて子どもの権利という観点から子どもに必要なツールをタブレットに入れたということは大変評価できるということですね。

委員                    相談件数が増えていることに対して、対応しきれないほどの件数が来ているのか、逆に余裕があるのか、受け入れる側としての体制には問題はありませんか？

事務局                  対応のために相談員を2名から3名に増やしましたが、1名退職し、その補充ができていない状況で、相談員はいっぱいいっぱいだという話を聞いております。

委員                    需要があるようなので、お金をかけること、人をつけることで体制を作ることはやったほうがよいと思います。

会長                    相談の入り口の整備としては評価できるが、入ってきた相談をどのように対応するのかが重要であることから、相談体制についてはこの仕組みに応じたものに充実させていく必要がありますね。

副会長                  他区にある私の職場の近くに児童相談所ができるので構想委員会に参加しているのですが、児童福祉士と一時保護所の職員について開設何年目で入職1年目の人が何名いるかというデータを見ると、ほとんどが新人職員で、スーパーバイザーの役割ができる人がいない状態で運営をしていることになり非常に厳しいことが可視化されています。最近では総合センタースタイルで児童相談所だけでなく他の相談部門も設置する傾向がありますが、豊島区はどうですか？

事務局                  豊島区の児童相談所は、建物としては児童相談所と一時保護所、そこに長崎健康相談所という母子保健の専門機関を設置します。それとは別になります子ども家庭支援センターをそのまま残し、3機関が連携します。

副会長                  豊島区はそれほど一か所集中していろんな機能が入るのではないということですね。ただでさえ職員が新人ばかりの中での意見共有が難しいのではないかという話もございましたので、研修もそうですし、開設に向けて、部署間の連携や情報共有の仕組みを

整えていくということになりますね。

会長 虐待通告はどこで受けるのですか？

事務局 児童相談所でも、子ども家庭支援センターでも受けます。

会長 今までの形を残しながら児童相談所を併設するということですね。どちらでもいいというのはメリットでもあります、やりやすい側面と、区民として迷うところもありますよね。組織内の連携とともに、区民にわかりやすい仕組みを整えることも大事かと思えます。豊島区では構想委員の役割は誰がやっているのですか？

事務局 副区長をリーダーとした、児童相談所設置検討委員会を設けています。

会長 誰を入れて議論するかによって、区によって仕組みがずいぶん違います。貧困だとか、子ども若者だとか、もともと、法律自体の計画をくっつけたものになりますよね。法律の論理だとか、省庁の縦割りが入りやすいところだったので、事業間の実施に齟齬が無いように、部署の連携を充分にとったうえで、利用する子どもの視点に立ってサービスを提供できるように留意されたいです。評価に関わらずです。この評価の仕方の一番の問題は、事業ごとに評価をしているので、事業を縦割りに評価しているということになります。なので、事業目標のところで子どもの権利とうまく結びついていてくれないと、単に縦割り評価になってしまうので、担当部署の連携や事業間の齟齬には常に留意する必要があるということです。近年の児童福祉法の改正も含めて、子どもの意見を聞くということが非常に重要な要素となっているので、事業の展開において子どもの意見を聞くということを常に留意して欲しいということを書いておいてもいいかもしれません。

会長 それでは、相談体制の充実のところはどうでしょう。権利擁護センターはどこに書いてありましたか？

事務局 22 ページの目標 I のところで重点項目になっています。

会長 重点事業 38 からですね。子どもの権利侵害からの救済に関する項目です。目標 V では「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」ということで、挙がっている相談事業は、個々のテーマでの相談が多いですね。そういった意味で、22 ページの目標 I で挙がっている子どもの権利擁護相談事業というのは、個々の分野に限らない子どもの権利を擁護して促進する役割があることから、他の相談事業と充分連携したうえで充実した内容を実現してほしい、とここの項目では書くとよいかもしれません。タブレットの話と、子どもの権利擁護センターの話ですね。子ども相談事業は個別ごとなので縦割りの的なのですよね。個別でないものは子どもの権利擁護センターで他のところとうまく連携を。と思っています。

会長                    それでは目標Ⅵに進みたいと思います。重点事業 218 の、子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」についての認識があまりないのですが。専門委員の皆さんの中で関わっている方はいますか？

委員                    いろいろなネットワークで繋がり、ここにいるからねという地域からの発信をしています。

事務局                子ども若者支援ネットワークについてですが、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者地域支援協議会があり、代表者会議と実務者会議、ケース会議の3段階でやっています。親会は青少年問題協議会です。この実務者会議に参加している子ども若者支援の民間団体の方々とネットワークを組み、講演会やワークショップなどをやっています。平成30・31年度は対面での会議やワークショップができましたが、コロナ禍になってからはオンラインやとしまテレビを使った活動になっています。

会長                    豊島区は地域力が重要なのだと認識していますが、地域で活動する団体には、全国的な視野を持って活動しているグループもありますけれど、自分たちの目的ができればよいというグループもあり、他の団体が何をしているのかを知らないこともあります。そういった意味では、子ども若者支援ネットワーク事業は重要ですが、ただ集まって講演をやらうといっても、「行政が言うから来ました」になりがちです。ネットワークの形なので難しいかもしれませんが、参加している各団体にも何らかのメリットがあるような事業の運営を考えていかないと形式化していく可能性があるので、参加している団体のニーズを把握したうえで個々の団体にも役立つようなネットワークとして展開していくことが好ましいかもしれません。

委員                    テーマごとのネットワークはたくさんあり、イベントがあると交流しています。メリットを感じて参加してくれていると思いますが、こういうネットワークがあることによって、いま参加していない方やどこにも所属していないけれど何かしたいと思っている人も関われる仕組み、方法、イベント内容を検討してもらえるといいですね。

会長                    子ども・若者がネットワークに関わることができればいろいろな資源にうまく繋がれるという仕組みでもあるので、そういった意義も踏まえてぜひ活性化してほしいです。そうでないと、活動が分断され、繋がったけれど必要な資源は実は別のところにあったという結果を招くことにもなりますので、このネットワークがうまく機能していれば、関わった人は必要な資源には繋がっていけるということになることを目指していただければと思います。

会長                    重点事業 226 のワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度は地域の力の活用にどう関わってくるのでしょうか。条件整備でしょうか。評価がBですけれど、これは各企業に任せるしかないというところもあるけれど、各企業のグッドプラクティスを他の企業に紹介するということがあってもいいと思います。

事務局 男女平等推進センターが担当する事業ですが、以前は事例を作成していた時期もありましたが、区長からの認定書の授与式を区の中で広報をしたりしています。

会長 グッドプラクティスが紹介されることはその会社にもインセンティブになると思います。こういうやり方があるのだという認識は重要であるので、引き続きやっていただければよいと思います。

会長 安全・安心な社会環境の整備という観点ではどうでしょうか。

副会長 62 ページの子どもの防犯事故関係について、現状で例えば子どもが事故で亡くなる件数や、交通事故の件数は出るのでよね？今どれぐらいで、これぐらいを目指そうというのは数を出しやすいですし、見た側も認識につながるので、事業をするうえでも広報をするうえでも、数をうまく出しながらやってほしいと思いました。

事務局 防犯・事故予防の促進の項目ですが、セーフコミュニティの子どもの事故予防委員会があり、そこで子どもの事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発という取組みをやっていて、数字もそこで出ています。

副会長 実際に何件起きているかは知られていないし、考える目安になる情報だと思うので、何を何件やっているかではなく、効果測定として死亡が何件減った、事故が何件減ったで測れるといいですよ。

委員 重点事業 230 子育てファミリー世帯への家賃助成事業について、以前豊島区が消滅可能性都市と言われましたが、この事業を行ったことで子育て世帯が増えたのか、ここに書いてある件数だと、解消されたとは思えないような気もするのですが、結果は出ているのでしょうか。

事務局 消滅可能性都市と指摘を受けて施策の一つとして子どもと女性にやさしい街づくりを進めております。その中で、人口が増えたという結果は出ておりません。

委員 この家賃助成が、人口が増えたことと関係しているのか、それとも単に、貧困の底上げや改善のために行われている事業だという位置付けなのか、何かつながりはあるのでしょうか。

事務局 消滅可能性都市への対策として位置付けられていますが、消滅可能性都市に指定されてから作った制度なのかどうかについては今わからず回答をお出しすることができません。

委員 消滅可能性都市を解消していくことに資しているのであれば、子ども・若者総合計画



は関係ないかもしれませんが、そのことを書いてもいいのではないかと思います。効果があるのならば、この件数で充分なのかどうか、家賃補助となるとお金がかかることなので難しいとは思いますが。人口と比べると、あまり多くはない件数ですよ。

委員 最近できた制度ですよ。家賃助成を受けるには、たしか、収入要件がありますよね。

事務局 世帯所得については月額 268,000 円以下となっています。

委員 それを満たしていれば申請すれば通るのでしょうか？それとも予算の関係で例えば年間 60 件とか、上限があるのでしょうか？

委員 居所の子育て環境を良くするというところで、また豊島区は公共の団地が少なく家賃が高い、そういう中で子育てをするための施策ですよ。10 万円かかるところが女性を受ければ 8 万円になる。そこを頼っている方は多いと思います。

委員 それでは、目標値 60 件とは適切なのでしょうか？

会長 目標値 60 件に対して現状値が 30 件ということは、何らかの緩和があったとしても、目標値の見直しもう少し必要ですね。

委員 令和 3 年度の実績では 56 件です。

会長 豊島区には、人口における子育て世代は重要なのですよね。そこに施策の重点をおくという意味で、目標値及び助成要件を一部緩和して実績値が伸びたことは歓迎するけれども、子育て世代に重点を置くという豊島区の政策との関係で目標値や要件緩和についてはなお一層検討することが望まれます。

会長 62 ページの「有害環境への対応」は、薬物乱用はともかく、規制をすることが前提になることが多いのですが、子どもの権利に関わる部分も多いので、規制をすればよいというのではなく、子どもの権利を十分に踏まえたうえでの取組が必要だと思われます。不健全図書とは最近聞かなくなりましたが、なにかやっていますか？

事務局 東京都の健全育成のほうで、漫画本の審査をしています。ネットの世界ではもっと過激なものが出回っていますが、コンビニの本や、子ども達が手に取りやすい距離にあることに着目しています。

会長 ネット環境で様々な情報が流通する中で、規制でどうにかする時代ではなくなっていて、むしろ正確な情報を発信することのほうが重要であることを考えていただきたいです。ネットではすでにいろいろな情報が流れていて、それを子どもが見て、実生活の中でステレオタイプの男女関係を再現しようとする。そうではなくて、お互いの人格を尊

重したうえでの人間関係とはどういうものかを学校でワークショップをするなどして考えていかないといけない時代なのかなと思います。

会長           最後に、子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくりですが、これは豊島区の特徴でもあるのでぜひ進めていただきたい話です。実施運営に子どもの意見がうまく反映されるといいと思うので、子ども施策への子どもの意見の反映を踏まえたいうえでより一層事業の展開を望みます。

事務局           (青少年問題協議会専門委員からの質問への回答について説明)

委員           ISS とか地域の学校でみんなで見守り、安全な環境を作ることは良い取り組みだと思いますが、豊島区は長い間、小中学校は学校選択制で、中学校くらいだと自分で歩いて行けますし近隣で選べるというのは人間関係とかいろんな問題の中で良いと思います。小学校1年生は親が選んだ別の地域の学校に行くことにより、地域で孤立してしまうことや、安全安心を地域で見守れない状況があることを実感します。以前は学校に入りきらないとかのいろいろな問題があったのかなとは思いますが、整備されてきて、東京都でも学校選択制を廃止しているところが多くなっていて、小学校は地域の学校に行きましょうという流れになっていくことによって、豊島区の施策にも成果が出やすくなると思います。タブレットで相談できることもそうですが、先日、ある中学校に行ったら、子どもの権利が下駄箱などありとあらゆるところに大きく貼ってあったりして、子ども達が日常で子どもの権利を身近なものに感じる工夫をこうして学校がやってくると成果は大きいだろうなと思いました。若者の就労にどうやって繋がるかという問題でも、充実した計画を作りながらも、早期のうちに地域の人と繋がっていると、大きくなってから何か課題があったときに、あの人のところに行ってみようかなとか、地域と信頼できる関係ができていたことが大前提になるといいなと思うので、学校選択制のことも考えていただければと思います。

委員           私は子ども2人を国立私立に通わせたので、幼稚園の頃から遠くに通っています。地域の小学校に行っている子に比べると馴染めていない部分はあるかと思いますが、置いて行かれていると感じていることはそんなにありませんでした。選択制もそんなに悪いものでもありません。なんでも、相性がありますから、親が選んだ学校ですが、いい学校だねと親が肯定すれば子どもにも浸透します。

会長           子どもの意見や想いを尊重することが大事だということですね。ある子どもの事例では、剣道部がここにしかないのでもそこに入れるとして入学したが、それは親の想いだけで子ども自身は部活にもいかない、友達もできなかったという例も聞きます。親と子の想いが一致していれば良いですが、親の想いが先行して子どもの想いがどこかに行ってしまうこともあるので、そこは十分に注意をする必要がありますね。

委員           先ほどの有害図書の話からですが、性のことも含めて、子どもが自分は権利の主体で

あるということを主体的に感じられるような取組がここで触れられていません。意見表明や参加はあるのですが、自分が権利主体であると感じられる取組はどこにあるのかなと思います。それとともに、子ども家庭庁の政策への意見でも、乳幼児期の子どもの意見表明と参加のところが議論になっています。この計画の中には乳幼児期のというのが特になくて、小中学校のことは書いてありますが、就学前の子どものことは書いてありません。計画として入っていないので入れられないということもあると思いますが、どこかで触れておいたほうがいいのかと思います。

会長           このことは、「はじめに」として触れるつもりでいます。子ども基本法の基本原則のなかでの子どもの意見を尊重するということが必ずしもこの計画の中に浸透していないという話をしないとイケません。項目としては目標Ⅰに全て収められています。目標Ⅰに入っている問題は、全ての事業において実現されなければならないと思うのです。なので、目標Ⅰに書かれていれば良いということではありません。ほんとうは、各事業の中でしつこく書きたいくらいですが、要所要所で書くことにします。

委員           小さいときは、親の価値観で子どもの価値観が変わるのは当たり前のことですが、出産後から子どもの権利とか、しつけと虐待とは違うということを伝える機会を作っただけだと、子どもが自分を大切にできる環境で成長できるようになると思います。

会長           川崎市では母子手帳や子どものイベントで、まず大人が幸せになってください、そうでないと子どもが幸せになれませんというメッセージを発信しています。目標Ⅰのところで、重点項目ではないけれども、妊娠期、乳幼児期を含めてあらゆる機会を通じて普及啓発することも重要だということがあってもいいかもしれません。

事務局       重点事業Ⅰの事業内容において妊産婦向け小冊子とありますが、これは子育てハンドブックというものを作成して妊婦さんにお渡ししています。母子手帳にはまだ掲載されていないので健康推進課に呼び掛けたいと思います。子育てハンドブックだと時期が終われば読まれなくなってしまうのですが、母子手帳はずっと持っていますので。

委員           保育園などでも、以前はCAPの講座だと親が講座を受けた後に子どもが受けるということで必ず親子両方が講座を受けるのですが、権利教育もついつい子どもだけになってしまうので、親にもということを常に心がけるようにしていただければと思います。

事務局       昨年度のCAPは保育園で実施できたのですが、今年度はできておりません。小学校でやろうとしたのですが、やりたいと手をあげてくれた学校に、PTAに講座をして、先生に講座をして、それから子どもに講座をすると説明をしたときに、やはりハードルが高いということでできなくなってしまったという経緯があります。こちらも早めに学校に周知するとか、内容の周知をします。

会長           暴力を使わない子育ての在り方の周知ということですね。

【閉 会】

事務局

野村会長、ありがとうございました。次回の定例協議会につきましては、11月8日の開催を予定しております。資料につきましては、完成次第、専門委員会の前に委員の皆様にお送りさせていただきます。詳細が決まりましたらメールにてご連絡いたします。事務局からは以上です。

会長

以上をもちまして、第31期豊島区青少年問題協議会第9回専門委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上